

# 別添

2022年10月11日

一般社団法人全国LPガス協会 御中

一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
安全対策委員会

ガス小型湯沸器のガス接続工事に関する周知のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、お客様自身やご家族、知人等の資格を持たない方が、ガス小型湯沸器のガス接続工事を行った事に起因するガス漏れ、引火や火災に至る事故が発生しているため、経済産業省からのご指導をいただき、啓発掲示物（POP）を作成し、流通事業者に対し店頭での啓発依頼を行っているところでございます。

つきましては、本活動について御協会の会員様に、ご周知いただくと共に、万が一定期保安点検等の場で同様の事例を発見した際には、有資格者による設置をお勧めしていただきたくお願い致します。

敬具

記

○別紙：大手家電流通協会及び(一社)日本DIY・ホームセンター協会へのご案内資料一式

- 1 送付状
- 2 流通事業者様へのお願い
- 3 チラシ(ガス接続には資格が必要です！)
- 4 参考(小型湯沸器のゴム管接続は禁止されています)
- 5 啓発POP(ガス湯沸器を購入されるお客様へ重要なお知らせがございます)

以上

本件に関するお問合せ  
一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
管理グループ 尾身・河東  
電話：03-6811-7370  
E-mail：ryo\_kawahigashi@jgka.or.jp



2022年9月12日

大手家電流通協会 御中

一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
安全対策委員会

ガス小型湯沸器のガス接続工事に関する周知のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、お客様自身やご家族、知人等の資格を持たない方が、ガス小型湯沸器のガス接続工事を行った事に起因するガス漏れ、引火や火災に至る事故が発生しているため、ガス小型湯沸器を販売されている貴協会の会員会社様に対して以下の啓発の周知をお願い申し上げます。

また、今回経済産業省からのご指導もいただき、店頭にての掲示等でよりお客様にご理解いただくため、別紙掲示物（POP）を作成致しました。

ガス小型湯沸器のガス接続工事は、法律等により有資格者が行わなければなりません。事故発生防止のためにも、下記周知事項のご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

○お願い事項：会員会社様へ以下の啓発活動の周知をお願い致します。

①ガス小型湯沸器を購入されるお客様への注意喚起

〔詳細については別紙「流通事業者さまへのお願い」をご参照ください〕

- ・『ガス接続には資格が必要』なことの注意  
(ガス接続の資格を持たないお客様がガス接続をしないでください)
- ・『ガス接続資格所有者によるガス接続工事』をお勧めしてください

②小型湯沸器を販売・陳列している近傍への別紙POP(ガス湯沸器を購入されるお客様へ重要なお知らせがございます。)の掲示

以上

本件に関するお問合せ  
一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
管理グループ 尾身・河東  
電話：03-6811-7370  
E mail : ryo\_kawahigashi@gka.or.jp



2022年10月

一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会 御中

一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
安全対策委員会

ガス小型湯沸器のガス接続工事についての周知及びPOP掲示のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、ガス小型湯沸器を購入されたお客様がガス接続工事をしたことによる事故が発生しているため、ガス小型湯沸器を販売されている貴協会の会員会社様に対して周知をお願い申し上げましたが、それ以降も資格を持たない方による接続工事でのガス漏れ・引火・火災に至る事故が発生しており、改めて貴協会の会員会社様に対しての周知をお願い申し上げます。

また、今回新たに経済産業省からのご指導もいただき、店頭にての掲示等でよりお客様にご理解いただくため、別紙掲示物（POP）を作成致しました。

重ねてのお願いとはなりますが、事故発生防止のためにも、ご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

○お願い事項：貴協会の会員会社様へ以下の啓発活動の周知をお願い致します。

①ガス小型湯沸器を購入されるお客様への注意喚起

[詳細については別紙「流通事業者さまへのお願い」をご参照ください]

・『ガス接続には資格が必要』なことの注意

（ガス接続の資格を持たないお客様がガス接続をしないでください）

・『ガス接続資格所有者によるガス接続工事』をお勧めしてください

②ガス小型湯沸器を販売・陳列している近傍への別紙POP（ガス湯沸器を購入されるお客様へ 重要なお知らせがございます。）の掲示

以上

本件に関するお問合せ

一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
管理グループ 尾身・河東

電話：03-6811-7370

Email: [ryokawahigashi@jgci.jp](mailto:ryokawahigashi@jgci.jp)

## 流通事業者様へのお願い

一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
安全対策委員会

ガス小型湯沸器を購入されるお客様に対し、『ガス接続には資格が必要』なことのご説明と、『ガス接続資格所有者による接続工事』の周知をお願いいたします。

ガス小型湯沸器はガス接続の資格が必要です。※

しかしながら、ガス接続の資格を持たないお客様やその知人がガス小型湯沸器を設置する際、不適切なガス接続をしたことによりガスが漏れ、火災や発火事故が発生しています。

注:ガス機器のうち、小型湯沸器、給湯器、ビルトインコンロなどは、ガス接続の資格が必要です。

ガス接続の資格を持たないお客様がガス小型湯沸器を設置することは、ガス漏れ等の危険のみならず、防火上の離隔距離、換気等の設置条件についても不適合となる恐れがあります。その点からも専門知識を持ったガス接続の資格保有者による機器の設置およびガス接続の漏洩検査の実施が重要となります。

ガス小型湯沸器

ガス接続工事部分



**具体的対応例**

ガス小型湯沸器を購入されるお客様に対し、『ガス接続には資格が必要』なことのご説明と、『ガス接続資格所有者による接続工事』の周知をお願いいたします。また、商品附近への別紙 POP(ガス湯沸器を購入されるお客様へ 重要なお知らせがございます。)の掲示をお願い致します。

**ガス接続の資格を持たない方によるガス接続不良によって発生した事故例**

ガス接続の資格を持たないお客様がガス接続に必要なパッキンを使用されないなど不適切なガス接続をしたため、接続部からガスが漏れ、漏れたガスに引火して機器が焼損した。



画像①



画像②

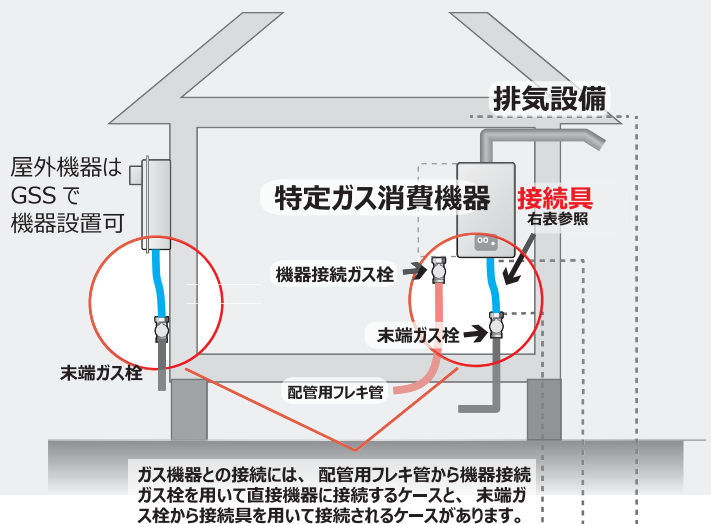
(※当資料画像の店頭での表示はお控えください)

- ※1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第38条の7  
(規定に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります)
- ※2 ご不明点やご質問がございましたら、各メーカーにご連絡をお願いいたします。

# ご注意!! ガス機器の設置の際、 ガス接続には**資格**が必要です!

ガス機器の設置にあたっては、法律により、施工内容によって必要な資格が異なります。自分の保有している資格はどこまでの作業が可能かを確認し、資格外の作業には決して着手してはいけません。

## LPガス機器の接続工事



LPガス機器におけるガス接続工事（取り付け・取り外し）には、**液化石油ガス設備士の国家資格**が必要です。

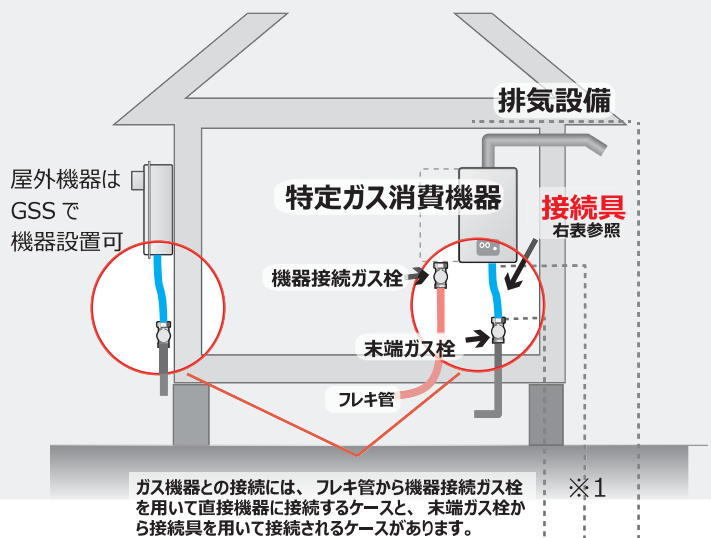
- ※1 特定ガス消費機器の排気筒接続工事には、ガス消費機器設置工事監督者の資格が必要ですが、液化石油ガス設備士もその資格を保有していると認められています。（左図）
- ※2 左図青色の部分の接続具が**燃焼器用ホース（燃焼器接続用継手付ホース）**に限りガス機器設置スペシャリストでも工事が可能ですが、既存の接続が燃焼器用ホース以外の接続具の場合は取りはずしはできません。（左図）

### ガス機器接続用の部材等と資格

資格名	接続具等	金属継手（ニップル等）	燃焼器用ホース	金属フレキシブルと機器との接続	機器接続ガス栓と機器との接続	再講習の期間
液化石油ガス設備士（国家資格）	●	●	●	●	●	初回3年 以降5年
ガス機器設置スペシャリスト	×	×	●	×	×	3年

液化石油ガス設備士（国家資格） ※1  
 ガス機器設置スペシャリスト（GSS） ※2

## 都市ガス機器の接続工事



都市ガス機器におけるガス接続工事（取り付け・取り外し）には、以下の民間資格が推奨されています。

- ※1 ガス可とう管接続工事監督者及びガス機器設置スペシャリストの場合は、金属可とう管及び強化ガスホースを用いての接続、及び機器接続ガス栓と機器との接続、取り外し工事が可能ですが、同ガス栓含むガス栓自体の取り付け・取替工事はできません。（左図）
- ※2 特定ガス消費機器の排気筒接続工事には、ガス消費機器設置工事監督者の資格が必要ですが、液化石油ガス設備士もその資格を保有していると認められています。（左図）

### ガス機器接続用の部材等と資格

資格名	接続具等	金属継手（ニップル等）	強化ガスホース	金属可とう管	機器接続ガス栓と機器との接続	再講習の期間
ガス可とう管接続工事監督者	●	●	●	●	●	指定無
ガス機器設置スペシャリスト	●	●	●	●	●	3年

ガス可とう管接続工事監督者 ※1  
 ガス機器設置スペシャリスト（GSS） ※1  
 ガス消費機器設置工事監督者（国家資格） ※2

ガス機器接続部の上流側のガス工作物の工事は、ガス事業者または簡易内管施工登録店が実施します。

## 特定液化石油ガス設備工事の事業届(開始、変更)



液化石油ガス設備工事を行うものは、事業所ごとに所在地を管轄する都道府県知事に届け出を行う必要があります。また、変更などがあった場合も、変更届を出すなど、適切に管理されることが、液石法※1で定められています。

※1 液石法（正式名称 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）  
届け出に関しては法「第三十八条の十」(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)関係参照



## 都市ガスとLPガスとで使用される接続具の名称の違い

都市ガスとLPガスでは、似た形状の接続部材でも、それぞれ専用となり、名称も異なりますので注意が必要です。

接続方式については、「ガス機器の設置基準及び実務指針」(以下、黒本と略す) [第7版 基本規定21、第8版基本規定23【接続方法の区分】]に詳しく解説されています。

イラストは一例です。



	LP ガス	都市ガス
	金属フレキシブルホース	金属可とう管
	燃焼器用ホース	強化ガスホース

## 参考 ガス消費機器設置工事監督者について

ガス接続工事ではありませんが、都市ガス及び液化石油ガス用で屋内に設置する\*ガスふろがま又はガス湯沸器と排気筒、排気扇等の設置または変更を行う場合は、この資格をもった監督者が工事の監督をするか又は自ら施工しなければならないことが、「特監法」(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律)に定められています。

\*機器本体が屋外でも、排気筒等の特定ガス消費機器が屋内に設置される場合は、特定工事の対象となります。(黒本 施行規則第2条の解説)

対象機器	ガス消費量	給排気方式
ふろがま	－ (消費量に関わらず)	CF式、FE式、BF式、FF式 (屋内設置式)
瞬間湯沸器	12kWを超えるもの	
貯湯・貯蔵湯沸器	7kWを超えるもの	

## 参考 その他の工事資格について

ガス機器の設置にあたっては、電気・ガス・水道の接続が必要なため、工事内容によっては下記の公的資格が必要となります。



- ・電気工事（第二種電気工事士等）  
コンセントの増設や、給湯器等における電源接続工事（ケーブル接続の場合）に必要です。
- ・給水接続工事（給水装置工事主任技術者）  
給水・給湯の接続工事には資格は必要ではありませんが、工事事業者内に管理、指導する「給水装置工事主任技術者」が必要であり（公的検査の立ち合い、技術指導）、また、管轄する自治体へ届け出を行ない、「事業者証」を取得する必要があります。

**※注意** 本リーフレットはそれぞれの資格の工事範囲の全てを説明しておりません。詳しくは資格の講習機関等に確認してください。

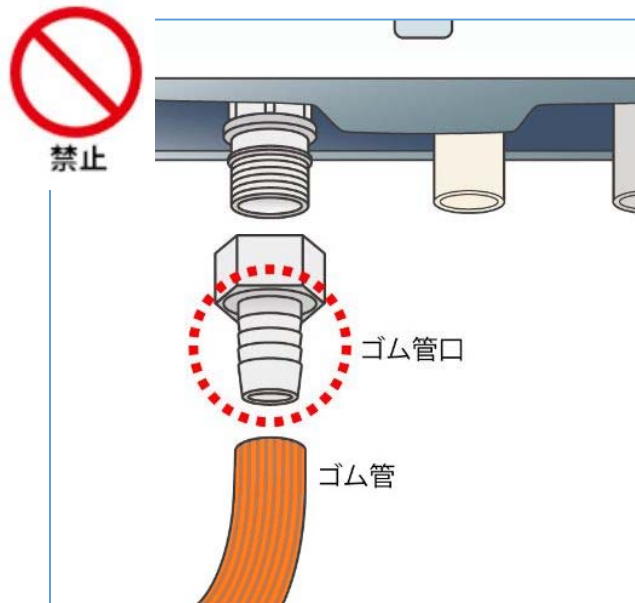
参考 小型湯沸器のゴム管接続は禁止されています



小型湯沸器とガス栓とのガス接続について、以前使用していた小型湯沸器の「ゴム管口」を再使用しゴム管接続する事例が見受けられます。

しかし、小型湯沸器のゴム管接続は、1997（平成9）年に法律で禁止され、取り替え時に、「ゴム管口」の再使用はできません。

小型湯沸器を購入し設置する場合には、有資格者に依頼してください。



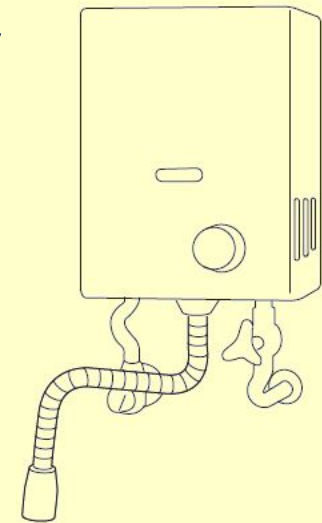
# ガス湯沸器を購入されるお客様へ 重要なお知らせがございます。

ガス湯沸器の設置※及びガス接続には**資格**が必要です。

◎ガス機器の設置にあたっては、対象機器・施工内容により、法律で定められた資格が必要です。

◎お客様自身の設置で、**ガス漏れ**による**引火**や**火災**、**CO中毒**に至る事故が発生しています。

ガス湯沸器をご購入した際は、  
お買上店に確認をしましょう！



※ 排気筒及びその排気筒に接続される排気扇も含む